

ID: 231

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	排水設備工事責任技術者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第12条		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (排水設備工事責任技術者の登録資格) 第12条 排水設備工事責任技術者の登録資格は、規則で定める。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず排水設備工事責任技術者としての登録を受けることができない。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (3) 不法行為又は不正行為によって、規則で定める排水設備工事責任技術者認定試験の合格又は排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され2年を経過していない者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が登録を不適切と認めた者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日